米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が米国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「米国上場有価証券等」といいます。）の売買等（※）を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

米国上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。また、当社が提供する米国上場有価証券等の売買等には、お客様の注文を金融商品取引所に取次ぐ「委託取引」と、当社がお客様の相手方となり取引を成立させる「店頭取引」があります。お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※ 「米国上場有価証券等」には、米国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

＜手数料・その他費用の概要＞

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、当該米国上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。また、米国金融商品市場等における取引手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。詳しくは、下記「２．手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 米国上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 米国上場有価証券等に関する口座開設費・管理料はいただきません。
- 米国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨等を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。
- 本書面記載の税込金額は消費税の端数計算上、徴収金額が表示金額より端数部分少なくなる場合があります。

＜米国上場有価証券等のお取引に関するリスク＞

[価格変動リスク]

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- 米国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場

合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[為替変動リスク]

- 米国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[カントリーリスク]

- 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起こり、損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- 米国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 新株予約権又は取得請求権等の権利が付された米国上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- 米国上場有価証券等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。
- 委託取引の価格（現地取引所価格）と、国内店頭取引の価格（当社取引価格）を比較した場合、手数料や税金等の諸経費を考慮しても、国内店頭取引の価格の方が委託取引の価格と比べて不利（買付価格は割高、売却価格は割安）となる場合があります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

1．米国上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 米国上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 米国上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 米国上場有価証券等の売出し

2．手数料及びその他費用

(1) 取引手数料

<u>①米国株国内委託取引手数料</u>

米国市場に上場する株式・ETF の 1 約定につき下記の取引手数料がかかります。

- 約定金額に 0.45%（税込：0.495%）を乗じた金額
  ただし、手数料の上限は 20 米ドル（税込：22 米ドル）とします。

- 手数料、その他お客様が当社にお支払いいただく金銭のお支払に際して、最低通貨単位未満の端数が生じることになった場合、その端数の取扱いについては、別途当社が定めるところに従います。
- 日付指定定期買付サービス、配当金再投資サービスによるご注文についても、本取引手数料が適用されます。

※配当金再投資サービスとは、お客様が保有する米国上場株式のうち、あらかじめ指定した銘柄で配当金の入金があった場合、その配当金を原資として、その銘柄の買付を行うことができる最大株数の買付注文を自動発注するサービスを指し、追加資金オプションサービス（1 株に満たない端数がある場合、端数を切り上げた株数で買付注文を発注し、配当金入金額で買付代金に不足する金額をお客様の外国株取引口座のお預かり金から充当するサービス）を含みます。金融商品取引法第 35 条第 1 項第 7 号に規定される「累積投資契約」とは異なるため、発注に際し、本書面をご確認いただく必要があります。

②米国株国内委託取引手数料（IFA コース）

IFA コースにおいて、米国市場に上場する株式・ETF の 1 約定につき、下記の表のとおり国内手数料がかかります。IFA コースの手数料が適用される注文は、お客様が IFA 事業者を通じて発注した注文となります。なお、本手数料コースにおける最低手数料は 100 米ドル（税込：110 米ドル）、上限手数料は 14,000 米ドル（税込：15,400 米ドル）とします。

1 注文の約定金額	売買手数料
1 万米ドル以下	100 米ドル（税込：110 米ドル）
1 万米ドル超　5 万米ドル以下	約定金額の 1.20%（税込：1.32%）
5 万米ドル超　10 万米ドル以下	約定金額の 1.0%（税込：1.1%）
10 万米ドル超　20 万米ドル以下	約定金額の 0.9%（税込：0.99%）
20 万米ドル超　50 万米ドル以下	約定金額の 0.8%（税込：0.88%）
50 万米ドル超	約定金額の 0.6%（税込：0.66%）

③現地取引費用

- ①、②の取引手数料については、上記取引手数料のほか売却時のみ現地取引費用がかかります。現地取引費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。
- 現地取引費用は、現地約定日ではなく国内約定日に買付可能額から差引かれます。

※ 売却時の約定金額が上記①から③の手数料・費用の合計に満たない場合、手数料・費用の合計の金額はその約定金額を上限とします。

④米国株国内店頭取引手数料

- 取引手数料はかかりませんが、当社がお客様に対し提示する取引価格には次項に基づく費用が含まれます。
- 取引価格は当社が直近の米国金融商品取引所の終値等をベースとして合理的に算出した基準となる価格（以下、「基準価格」といいます。）に、概ね 1.5%（最大 5.0%）のスプレッドを加減して決定いたします。このスプレッドには市況変動に伴う価格変動リスク、売買対象銘柄の流動性などを考慮したリスク等の費用が含まれています。

  顧客買価格：基準価格に概ね 1.5%のスプレッドを上乗せした価格
  顧客売価格：基準価格に概ね 1.5%のスプレッドを差し引いた価格

⑤米国株国内店頭取引手数料（IFA コース）

- IFA コースにおいて当社が提示する取引価格は、④で算出した取引価格に、基準価格に 0.7%を乗じて得た額（小数点第 3 位四捨五入）のスプレッドを加減して決定いたします。
  IFA コース顧客買価格：④の顧客買価格に、基準価格の 0.7%のスプレッドを上乗せした価格
  IFA コース顧客売価格：④の顧客売価格に、基準価格の 0.7%のスプレッドを差し引いた価格

(2) 振替手数料

- お客様口座の米国株を当社以外の口座管理機関へ移管（預け替え）する場合には、1 銘柄につき 3,000 円（税込：3,300 円）の手数料がかかります。

(3) その他諸費用

- お取引にあたっては、外国株取引口座を開設していただく必要がありますが、口座開設費及び維持管理費はかかりません。

その他の外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

〇その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

3．当社の概要

商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号		
本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	13,195,101,821 円※		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1999 年 5 月		
連絡先	お客様ダイヤル	固定電話	0120-846-365（無料）
		携帯電話・一部 IP 電話	03-6737-1666（有料）
	FX・先物オプション・米国株ダイヤル		
		固定電話	0120-911-440（無料）
		携帯電話・一部 IP 電話	03-6737-1668（有料）
	ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームから お問合せいただけます。	

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

<当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口>

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓　　口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話　　0120-846-365（無料）

　　：携帯電話・一部 IP 電話　　03-6737-1666（有料）

受付時間：8時 00 分～17 時 00 分（平日）

<金融ＡＤＲ制度のご案内>

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所：〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
受付時間：月曜日～金曜日　９時００分～１７時００分（祝日を除く）

○レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN（※）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認ください。

※　「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し１日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）１を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス１倍以内のものを含みます。）を「インバース型」といいます。

以　上

（2025 年７月）
KTM_US-21.0